



幹事報告

平野 教康

ロータリー財団月間一

1. 本日の卓話
「税務官署の経験談」
別府税務署 署長 梅木 孝範 氏
2. 本日のゲスト
梅木 孝範 氏 (別府税務署 署長)
3. 第5回臨時理事・役員会報告
(平成25年11月19日(火) 例会終了後
於：ホテルニューツルタ 10名)



審議事項

- 1) 歴代会長・幹事会の件。※予定通り開催。
4. 11月22日(金) 14:00～ホテルニューツルタに於いて「別府市内4RC会長・幹事会」が開催され、森園伸也会長と平野教康幹事が出席致しました。
5. 例会変更のお知らせ
大分RC 12月10日(火)の例会は、クリスマス家族例会の為に12月6日(金) 18:30～大分オアシスタワーホテル5Fに場所変更
別府北RC 12月11日(水)の例会は、年次総会・忘年会の為に同日18:00～悠彩の宿望海に時間・場所変更
大分南RC 12月13日(金)の例会は、クリスマス家族例会の為に同日18:30～ホテルザーズに場所変更
別府RC 12月13日(金)の例会は、山下義實会員米寿お祝い例会の為に12月11日(水) 18:30～湯元旅館かなわ荘に開催日時・場所変更
6. 次週例会の予定
「会員卓話」 鳴海淳郎会員
7. 本日の回覧
①くにさきRC 週報
②「忘年会」出・欠席
③「ローターアクト主催ロータリー家族清掃活動」出・欠席
④自衛隊父兄会「おやばと」
8. 本日の配布
①週報No1166号

スマイルボックス 副委員長 近藤 賢司

○村津会員

11月3日・文化の日に、大分合同新聞文化賞を頂きました。その節はお祝いのお詞等ありがとうございました。

私と共に歩いた合唱団員、広告協賛等で支え

て下さった方々、そして、公演の度に客席にお出で下さった皆さんのお陰です。

細やかながら感謝のしるしを差し上げたいと思い、「我が家の菜時記」を製本致しました。

お忙しい方は、冒頭の「感謝のことば」と「まえがき」最後のページの「あとがき」だけでもご覧いただければ幸いです。

何はともあれ感謝の「ありがとう」を添えてスマイル。

○河村会員

今日は梅木署長様ようこそ我がクラブへ。卓話を快く引き受けて下さり感謝します。今日も心からスマイル。

○衛藤会員

11月最後の例会ですね。カレンダーもあと一枚となりました。

今日は梅木署長様、お忙しい中をお越しくださいましてありがとうございます。どうぞごゆっくりなさって下さいませ。

○津末会員

梅木税務署長様、卓話楽しみにしています。宜しくお願いします。

○近藤会員

入会以来、一度やってみたかったスマイルを読み上げることになりました。うまく読み上げるのは難しかったけど、楽しくスマイルができました。

卓 話

「税務官署の経験談」

別府税務署 署長 梅木 孝範

別府税務署長の梅木です。本年7月の定期異動で延岡税務署長から着任しました。

本日は例会にお招きいただき、また、卓話の機会をいただき、感謝いたしております。

ロータリークラブは、シカゴロータリークラブを起源とする、職業倫理を重んずる実業人、専門職業人の集まりであり、幅広い奉仕活動を行い、多方面に多大の貢献をされていると伺っております。

そのような皆様に前に、話しをすること自体がそこがましいのですが、せっかくの機会ですから、税務官署の職員としての経験談をさせていただきます。

私の略歴ですが、税務職員の長男として、昭和28年に生まれました。出身は豊後大野市の犬飼町で、転勤の多い家庭でしたので福岡の飯塚や行橋で育ち、小学校4年2学期から中学校3年の1学期までの間、別府の青山小学校、山の手中学校に在籍していました。

中学校3年の2学期から竹田中学、竹田高校を卒業して現在の勤務先に奉職することとなりました。



熊本国税局は国税局と36の税務署で構成されています。税務署の勤務は、大分県が大分・別府・臼杵の3署、宮崎県は宮崎・延岡の2署、鹿児島県は大島1署です。熊本県は国税局のみの勤務で、調査関係の部署に従事していました。

大口悪質事案を強制調査する査察部門、同様な事案を任意調査で実施する資料調査課、資本金1億円以上の大規模法人を調査する調査課に在籍していました。

本日は時間の都合もありますので、簡単に「マルサ」の話をさせていただきます。

国税査察官に限らず、国家公務員には、国家公務員法で守秘義務が重く課せられていますので、お手元に配りました「国税査察制度のあらまし」に沿った内容で進めていきたいと思いますので、ご了承ください。

わが国の税金は納税者の方々が自ら各税法等に従っていただき、適正な申告納税を行う申告納税制度を採用しております。申告納税制度を維持するためには、故意に不正な手段で税金を免れようとする者の責任を厳しく追及する必要があります。

このため、一般の税務調査とは別に、大口・悪質な脱税をした者に対して、単に税金を納めさせるだけでなく、検察官への告発を通じて懲役又は罰金という刑罰を科すという「一罰百戒」の効果を通じて納税道義の高揚を図ることを目的とし、同時に申告納税制度を守り維持するための「最後の砦」の役割を果たすのが「査察制度」です。

昭和22年に法人税・所得税に申告納税制度が導入され、昭和23年に査察制度は発足し、500名により全国でスタートしました。

現在、国税庁と国税局に配置されています。国税査察官は、約1300人います。内女性が約70名です。

ところで1987（昭和62）年公開の映画で宮本信子主演の「マルサの女」と2010（平成22）年10月21日から同年12月9日まで、テレビ朝日系列で放送された米倉涼子主演の「ナサケの女」がありましたが、この「マルサ・ナサケ」は査察が常用する隠語でして、「マルサ」は査察部門を指し、国税査察官は「サカン」といいます。また、「ナサケ」は国税査察官の中でも、情報収集を担当する国税査察官を指す隠語であり、「ジッシ」は査察調査を行う部門を指しています。ですから、「マルサの女」で宮本信子が屋根の上で社長の会話を聞いているシーンがあったと思えば、相手である犯則嫌疑者に質問調査を行うシーンもあり少し事実とは異なっています。

裁判所の許可状を所持し踏み込み捜査をすることを「ガサ」、脱税の証拠を「ブツ」、現金や預金、貴金属などを「タマリ」と呼んでいます。私は「ナサケ」担当でしたので、情報収集から裁判所への許可状の交付までが担当の仕事でした。

まず「ナサケ」の仕事ですが、お手元の資料の「脱税の情報収集」に書いてありますように、テレビ・新聞・雑誌やインターネットなどで情報収集を行います。税務署などにいろんな形で寄せられる投書なども有効な情報となる場合もあります。

また、行列のできる店とか、かなり流行っているのに申告金額が低いのでは？など同業者との比較検討も行う場合もあります。

数ある情報の中から数件を絞り込み、様々な方法で脱税の規模を確定させるための作業を行います。

2、3年の期間に渡り収集した様々な情報を基に、脱税の規模や脱税を誰が主体となって実行しているのかなどの検討を行います。各税法や刑事訴訟法との整合性を検討することとなります。

収集した情報を基に、検討会において「脱税の規模・内容の検討」を行い、故意に不正な手段で税金を免れているとか、偽り不正の行為で消費税の課税を免れたり、還付を不正に受けているなどと疑いが濃厚となった場合には、訴明資料を万全に作成し「裁判所へ許可状の請求」を行います。

この許可状が俗にいいます「お札」のことです。

先程説明しました「故意に不正な手段で税金を免れている」の具体的な例としまして、日々の売上を日計表に記載することなく除外していく方法、特定の取引先の売上を計上しない方法、仕入先と共謀し、一旦支払いをしたかのように装い、架空の請求書、領収書を作成し、後日現金のバックを受ける方法など過去いろんな脱税事件がありました。

また、「偽り不正の行為で消費税の課税を免れたり、還付を不正に受けている」事件としまして、実態のないいくつかのダミー法人を設立し、外注費の支払いを装い、消費税の課税を免れていた事件、給料賃金を外注費と偽装し、消費税の仕入税額控除を適用し、消費税の還付を受けていた事件などがありました。

国税査察官が裁判所の許可状の交付を受けて、嫌疑者の事業所や居宅などへ強制調査に入ることができるのは、国税犯則取締法の規定によるものです。

国税犯則取締法を通称「国犯法」といいますが、その第一条には、「収税官吏は」の文言からはじまります。収税官吏とは、国税庁、国税局又は税務署の職員のうち、国税犯則取締法上の調査権限を与えられた者を指します。

国税犯則取締法上の調査権限には、「国犯法第1条」の規定による任意調査と「同法2条」の規定による強制調査があります。





強制調査では犯則事件を調査するため必要がある場合に、管轄する地方裁判所または簡易裁判所の裁判官の許可（令状）を得て、臨検、搜索または差押をすることができます。

事務所、居宅などの強制調査は「国犯法第8条」に「収税官吏は日没より日出までの間、臨検、搜索又は差押を為すことを得ず」と規定されており、日の出以降日没までの着手しか認めれておりませんので、日没まで事務所に臨場し許可状を行使すれば事件着手ができるということです。

また、「国税徴収法143条」にも「国犯法」と同じ内容の搜索の時間制限があります。国税徴収法では滞納者が財産を引き渡さない場合に、同法142条の規定により搜索ができることとされています。

次に「国犯法3条の2」に収税官吏は臨検、搜索又は差押を為すに当たり必要あるときは錠を外し戸扉又は封を開く等の処分を為すことを得」とあり、これは鍵や窓ガラスなどの破壊処分ができるということです。破壊した場合には、後日原状回復の処置をとります。

また、臨検、搜索、差押を行う場合には、必ず立会人が必要となります。

事務所へ臨場したけど誰もいないとした場合に、警察官に立会い要請を行ったり、成人に達した通行人などの立会いの要請もできます。

脱税による資金の留保形態は、現金・借名預金・有価証券などが多かったと記憶しています。近年は、海外に固定資産を保有していたケースもありました。

「マルサの女」の一場で査察官が銀行へ調査に行き、ホテルの経営者の仮名預金などを銀行の支店長に白状させる場面がありました。あんなに強引ではないと思いますが、臨検、搜索、差押の許可状を示せば、何人も拘束することができますし、人の出入りを禁止することも可能です。銀行などで許可状を示し、出入り禁止とした場合には、必然的にシャッターを下ろしてもらう場合があります。

必要がある場合には、証拠物を差押ええることができます。差押物の明細としましては、現金・預金通帳・いろんなカードをはじめとしまして、犯則事実を立証するものであれば、ありとあらゆるものになり、この差押物は、将来、裁判が確定した段階で還付されることになります。

犯則事実の証拠などをもとに、質問調査がはじまります。

本人への聞き取り調査は、すべて「質問顛末書」に記録していきます。また、取引先や金融機関などの調査も行いすべてを証拠にしていきます。取引先の関係者や銀行員など調査の結果、重要な部分は「質問顛末書」に記録していきます。「サカン」は質問顛末書を「シッテン」と呼んでいます。

強制調査に入って、だいたい全国平均で半年から7ヶ月後に調査書類ができあがり、検察庁への告発となります。強制調査に着手したうちの、おおよそ7割強が告発されています。

国税局が検察庁へ告発してから、検察官による捜査が開始され、犯則事実と規模が固まったときに、検察官が裁判所へ起訴するということになります。

このころ、何故かしらマスコミが嗅ぎ付けて、脱税内容や脱税した法人名或いは脱税した人の名前、そして脱税額などが新聞やインターネットに載ったりします。

脱税行為を素直に認めたケースで、裁判は2～3回行われ、判決が言い渡されるわけですが、平成18年度の判決件数は160件/160件、19年度は189件/189件、20年度は154件/154件、21年度は141件/141件、22年度は152件/152件、23年度は150件/150件とすべての犯則嫌疑者が有罪判決を受けていましたが、24年度は120件/119件の99.2%と低下しましたが、執行猶予のつかない実刑判決事件は増加している傾向にあります。また、罰金が数千万円となります。

脱税にかかわらず、犯罪には認識や動機などが問われます。脱税者の多くは、税金は正しく計算して納めなければならないという認識は充分にあると思います。

しかし、脱税した動機は、老後のためや儲かっているうちに蓄財しておきたかったなど、身勝手な理由が多いようです。

脱税した額を正当に訂正したところの本税、そして重加算税、延滞税、地方税それに先ほどの罰金を納めると、脱税した金額以上となりまして、全く手許に残らない結果となり、多くの日時が調査に裂かれ、精神的苦痛を味わい、また、名誉や信用も失墜すると思います。

直接的には関係ありませんが、私は釈迦の言葉である「因果具時」を座右の銘にしております。この言葉は「現在の果を知らんと欲すれば過去の因を見よ、未来の果を知らんと欲すれば現在の因を見よ」とのことで、原因と結果は必ず一致するものであると自分なりに解釈しています。

脱税がいかに重罪で社会悪か、その行為への裏返しは必ず自分に降りかかってくるものであり、私たちも日本国民から負託されている「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現のために、国税庁発足の式典において、GHQの内国歳入課長ハロルド・モス氏が国税庁に贈った「正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的」の精神を踏襲しながら、これからの税務行政に携わっていきたいと考えております。

また、その一方法として不公平な課税をなくすために、そして、脱税者を摘発するために、全国の国税査察官は国民の皆さんのご理解とご支援を得て日夜努力しているのです。